

自立支援協議会2019年度全体報告会

「住まいの場のこれから検討会」の報告と

「地域生活支援拠点」の整備に関して

住まいの場のこれから検討会 部会長 木村和弘

大津市障害者自立支援協議会事務局 松岡啓太

～ 大津市の「住まいの場」の状況 ～

・ 人口 342,088人 <平成30年4月1日現在>

・ 療育手帳所持者数 2,930人  
(18歳以上2090人／18歳以下835人)

・ 大津市の施設入所者数 172人 (平成30年度)

(参考－療養介護入所者数 61人 いずれも平成30年現在)

大津市内の施設入所定員 ⇒ 50床 (現在51名が入所されている)

⇒ 120人超が圏域外もしくは県外の入所施設で暮らされている状況。

## ～ 大津市の「住まい」の状況 ～

・ 全国平均に対する必要な入所機能を有する住まいの場は、

本来であれば ⇒ およそ540床が必要 ⇔ 単純に数だけの話です…

・ ちなみに滋賀県の入所施設数（床数）は全国平均を100とした時に

⇒ およそ

65,0%

～ ある意味では、SSも含めて地域支援のサービスが機能している ～

～ 一方で、明らかに住まいの場が不足している ～

・ 大津市のグループホーム数

⇒ 37か所（細分化すると41か所／内、精神障害のある人を対象としたホーム2箇所）

160名を超える障がいのある人が生活されている。

## ～住まいの場に関する資源整備の状況～

### ○2018年度整備

- ・ノエル福祉会：新設ホームを整備
- ・オールスマイル株式会社：グループホーム「るみえ」の定員を8人から16人に増設

### ○2019年度

- ・障害児協会：重心対応のホーム「ぽのハウス」を整備

### ○2020年度

- ・ノエル福祉会が大石にグループホームを整備

### ○2021年度以降

- ・しが夢翔会がステップ広場ガル敷地内にグループホームの整備を検討
- ・おおつ福祉会がむくの木と栗津ホームの移転を検討

## ～ 住まいの場の確保の課題 ～

### ・ **ロングSSの課題**

大津市内のショートステイ事業所において、結果的に年単位での長期ショートステイ利用者が増加傾向。在宅生活を支える意味でのショートステイ機能の果たすべき役割は大きいキャパシティの限界とミドルステイなどの本人支援を目的とした機能が必要。

#### ⇒ **県外施設への入所が続いている**

児童施設からの年齢超過者の受け入れがむづかしい状況（やむを得ない県外施設への入所）

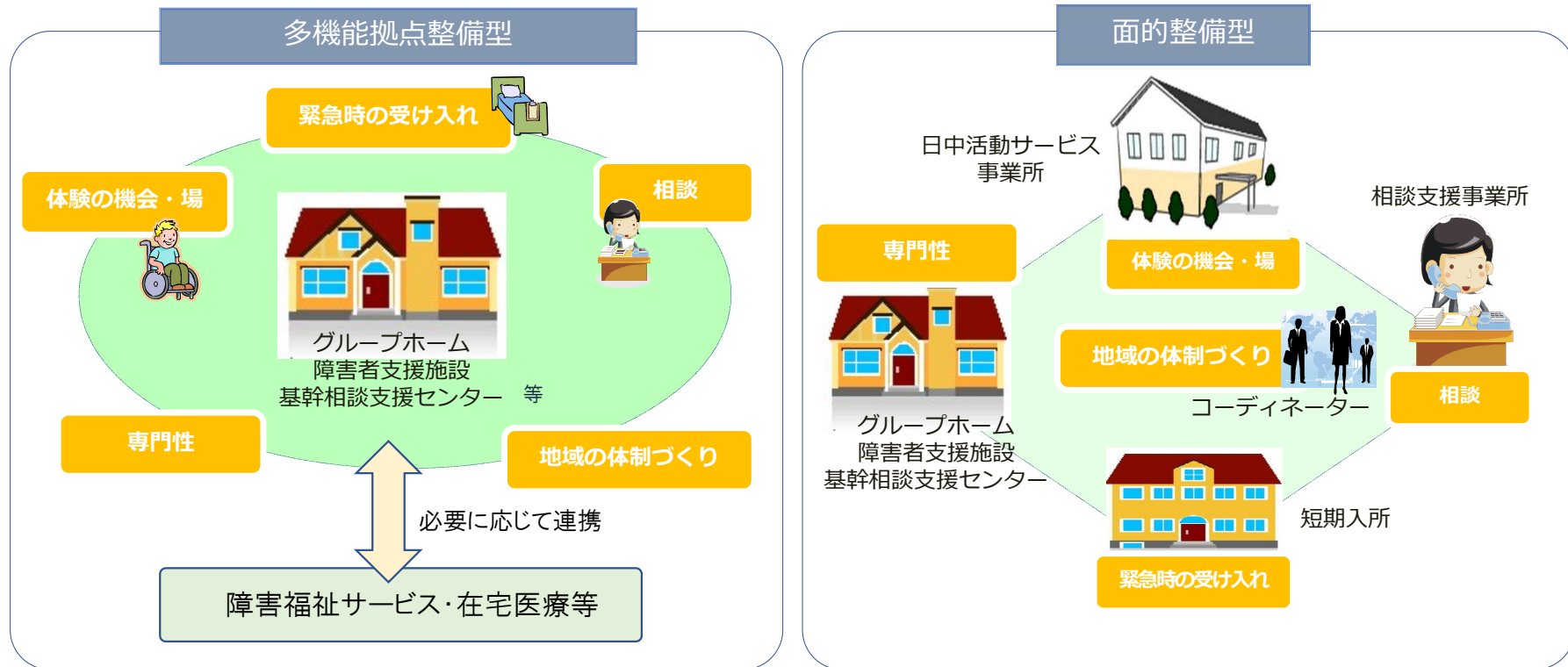
地域支援のサービスを組み合わせながら、生活が何とか維持されている利用者。

## 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

- 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



## 「地域生活支援拠点」 資源整備に向けて①

### ・「地域生活支援拠点」の整備に向けての議論

#### ・地域支援センター

⇒ 滋賀県の場合、各圏域において、地域支援センター（大津の場合は、やまびこ総合支援センター）が整備されており、また相談支援体系及びサービス調整会議を中心として、各法人、各事業間のネットワークの中で、標準的な体系が整備されている状況。また基幹相談センターについても、その議論が計画になりつつある状況。⇒ 国のモデルでいう「地域生活支援拠点」面的整備型については、大津の場合、すでに形ができてい部分大きい。

#### ・「住まいの場の検討会」では

⇒ 基本的には重度の知的障害のある方を対象とした多機能拠点の整備を想定して議論。（中心となる住まいの場所＝重装備されたGH）を中心として、地域支援体系にあるサービスを複合的に提供していくことのできる「多機能重装備型」の資源の創設が必要。

## 「地域生活支援拠点」 資源整備に向けて②

### ・ 中心的な利用者の対象像

**（Ⅰ）知的重度・自閉症（行動障害を呈する利用者像含）の利用者像。**

入所機能（専門性とノウハウ）をより細分化して地域へ＋自閉症者支援の地域の

中心的な機能として ⇒ 中心的な住まいの場＋サテライトを支える機能。

\* 専門性の確保／ショート（ミドル）ステイ／環境調整／権利擁護（虐待防止）

**（Ⅱ）高齢になられ、かつ障害分野における支援が中心的に必要な利用者像。**

地域包括との連携（今後の制度の見直し、変遷を見ながら、具体的には介護保険との統合の部分視野に入れておく必要がある。）

\* 医療の確保／地域医療との連携／権利擁護（虐待防止）

**（Ⅲ）重症心身障害のある利用者像。**

医療ケアも含めてより濃厚な支援が必要な利用者。（現在、議論の途中）



住まいの場のこれから検討会で議論されていた課題

課題 1 : 人材（支援者）の確保と人材の育成について

課題 2 : 資源整備のための土地、財源（建設、運営の補助）の確保について

課題 3 : 地域のニーズの集約に基づく利用調整と計画的な実行について ⇒ 福祉計画における具体化

課題 4 : これから、実際、どのように建てていくのか～施設の役割は？家族の役割は？行政の役割？は何か

## ～住まいの場の検討の今後に関して～

- ・ 住まいの場の検討会は一旦終了して、多機能型の拠点整備及び重度の方の住まいの場の整備の検討は、今後は北部ネット及び南部これから検討会で継続して議論。
- ・ 今年度秋から大津市知的障害児者地域生活支援拠点事業体制をやまびこ総合支援センター内生活支援センターとしが夢翔会とおおつ福祉会の3事業所が連携して面的整備での体制を整えて開始する方向。
- ・ それに伴い、協議会内に知的障害児者地域生活支援拠点事業運営委員会を立ち上げて、関係機関が集まり面的整備の運営状況の確認や体制整備等に関して議論をする予定。

## 地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域  
 平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域  
 （全国：1,718市町村、352 圏域）

### 【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
  - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

### 【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
  - ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

### 【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
  - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）  
 +50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

### 【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
  - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

### 【地域の体制づくりの機能の強化】

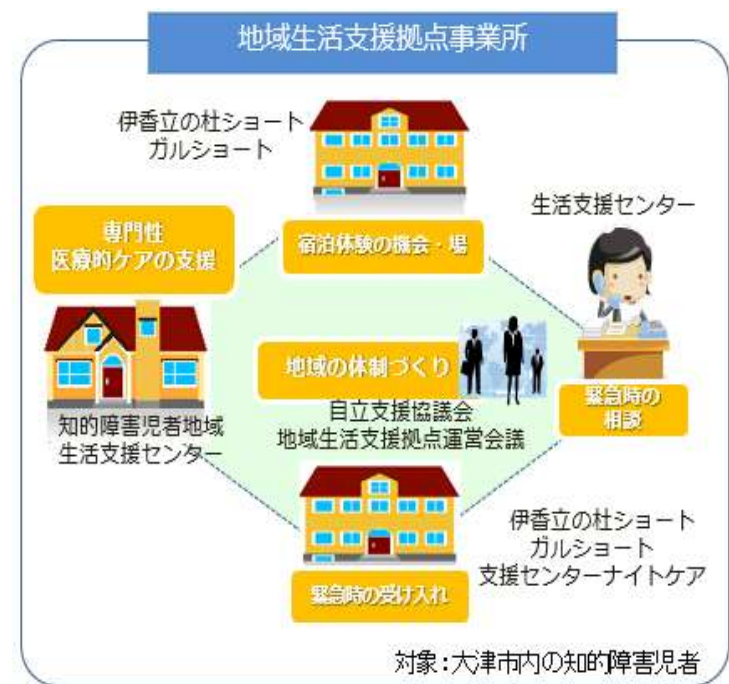
- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
  - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）



# 知的障害児者地域生活支援拠点の整備

大津市では地域生活支援拠点の事業所として、生活支援センター、ステップ広場ガル、伊香立の杜の3つの事業所を**2019年秋**から位置づけることを予定しています。

事業所	役割と支援内容
生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートを行います。</li> <li>・ナイトケア事業にて介護者の急病等の緊急時支援を行います。</li> <li>・医療的ケアの必要な方の支援を行います。</li> </ul>
ステップ広場ガル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートステイにて介護者の急病等の緊急時の受け入れを行います。</li> </ul>
伊香立の杜	



・地域生活支援拠点の事業所という指定を受けることで、ステップ広場ガルと伊香立の杜は緊急利用が必要な方がいた場合に定員を超えても空いている部屋があれば受け入れが可能となります。